



1. 自動車運転免許取得費の助成

障害のある方が自動車運転免許を取得する際に、必要な費用の一部を助成します。

■ 対象

次のすべての要件に該当する方

1. 第一種普通自動車免許を取得しようとする方で、身体障害者手帳3級以上又は愛の手帳4度以上の方。ただし、内部障害者は4級以上、下肢・体幹機能障害者は5級以上で歩行困難な方
2. 引き続き3か月以上台東区に住所のある方
3. 前年の所得税の年額が40万円以下の方
4. 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方

■ 助成額

第一種普通自動車免許の取得に要する費用のうち、教習所入所料、技能・学科教習料、教材費に相当する額に3分の2を乗じた額と助成限度額のうち低い金額を助成します。

助成限度額は前年の所得税額に応じて下記の所得階層区分ごとに定める額となります。

階層	前年所得税額	助成限度額
A	0円	164,800円
B	1円から42,000円	144,200円
C	42,001円から400,000円	123,600円

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話 (5246) 1201 FAX (5246) 1179

2. 自動車運転免許の無料教習

身体障害のある方が就職するために自動車運転免許を取得する際、教習費を助成する制度です。

■ 対象

18歳以上の身体障害のある方で、次のすべての要件に該当する方

1. 公共職業安定所に求職登録をしている方
2. 運転免許試験場での運転適性検査に合格した方
3. 下記訓練センターが入所を認めた方

■ 内容

所定の教習料が無料（検定料など、自己負担約35,000円）

教習期間は3か月（入所日は、4・7・10各月初め。申込締切は前月15日まで）

※随時入所できる有料の障害者教習のコースもあります。

☆ 問合せ

身体障害者運転能力開発訓練センター(通称:あずまえん=東園)

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

電話 048(481)2711 FAX 048(481)6578

ホームページ <http://www.azumaen.or.jp>

3. 自動車改造費の助成

重度の身体障害のある方が就労などのため自ら運転する自動車を取得するとき、改造(ハンドル、ブレーキ、アクセルなど)に要する費用を助成します。

■ 対象

次のすべての要件に該当する方

1. 上肢、下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の方
2. 引き続き3か月以上台東区に住所のある方
3. 本人又は扶養義務者などの前年の所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内の方(別表P154)

■ 助成額

133,900円を限度とします。

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話 (5246) 1201 FAX (5246) 1179

4. 自動車燃料費の助成

詳細はP92をご覧ください。

5. 駐車禁止等除外標章の交付

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害者等本人が現に使用中の車両であり、かつ標章を前面ガラスの見やすい箇所に掲出することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から除外されます。

■ 対象

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種類別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級又は4級の1	
	聴覚障害	2級又は3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1又は2級の2
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1級から4級までの各級
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	1級又は3級
		免疫機能障害	1級から3級までの各級
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級	
	(再認定診査が指定されている方又は再認定診査が終了している方)		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、肝臓機能障害、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳	1度又は2度 (3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方)		
精神障害者 保健福祉手帳	1級 (精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)		
小児慢性特定疾病児童手帳	(色素性乾皮症の認定を受けている方)		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1又は2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害のある方です。左右いずれかの上肢のみに障害のある方は対象となりません。

■ 申請

1. 申請者

申請は、申請者である身体障害者等本人です。ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合や、身体的理由により申請することが困難であると認められる場合は原則として、申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族もしくは姻族を申請代理人とすることができます。

2. 申請窓口

都内のいずれの警察署（交通課）でも申請することができます。

(受付時間は、月～金曜の平日の午前8時30分から午後5時15分までの間です。)

3. 申請書類

- 申請書（各申請書については、警察署窓口で受領できるほか、警視庁のホームページからダウンロードできます。）

- 身体障害者手帳等
- 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）
- 申請代理人が申請する場合は、申請者との関係が確認できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本等）及び申請代理人本人の確認ができる身分証明書を持参してください。
- 代理申請又は代筆の場合は申請者本人の押印が必要です。

☆ **問合せ**

警視庁 駐車対策課 駐車対策第一係

電話（3581）4321（代）（内線52615）

台東区管内の警察署

上野警察署 台東区東上野4-2-4 電話（3847）0110

管轄：秋葉原、池之端1丁目～3丁目（1丁目3番を除く※1）（3丁目4番の一部・5番を除く※2）上野1丁目～7丁目（7丁目の13番と15番の一部を除く※3）、上野公園、上野桜木1丁目（14番の一部と16番に限る）、台東、東上野（6丁目を除く※4）

下谷警察署 台東区下谷3-15-9 電話（5806）0110

管轄：池之端3丁目（4番の一部と5番に限る）4丁目、入谷、上野7丁目（13番と15番の一部に限る）、上野桜木1丁目（14番の一部と16番を除く※5）2丁目、北上野、下谷、千束2丁目（33番～36番に限る）、日本堤2丁目（36番～39番に限る）、根岸、松が谷3丁目（10番～23番に限る）4丁目、三ノ輪、谷中、竜泉

浅草警察署 台東区浅草4-47-11 電話（3871）0110

管轄：浅草、今戸、雷門、清川、千束1丁目～4丁目（2丁目33番～36番を除く※6）、西浅草3丁目、日本堤1丁目～2丁目（2丁目36番～39番を除く※7）、橋場、花川戸、東浅草

蔵前警察署 台東区蔵前1-3-24 電話（3864）0110

管轄：浅草橋、蔵前、小島、寿1丁目～4丁目、駒形、鳥越、西浅草1丁目・2丁目、東上野6丁目、松が谷1丁目～3丁目（3丁目10番～23番を除く※8）、三筋、元浅草、柳橋

※1 本富士警察署（文京区）

※2 ※3 ※6 ※7 ※8 下谷警察署

※4 蔵前警察署

6. 自動車事故被害者の方への支援

1. 交通事故による重度後遺障害者への介護料支給

■ 対象

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常動作について常時又は随時の介護が必要な状態であると認定された方

■ 支給金額

種 別		金 額
最重度	特I種	82,810円～209,430円
常時要介護	I種	70,790円～165,150円
随時要介護	II種	35,400円～82,580円

■ 支給方法

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、3月・6月・9月・12月の各月に、3カ月分をまとめて受給資格の種別ごとの支給金額の範囲内で支給します。

なお、介護に要した費用として自己負担した額が下限額に満たない場合には、下限額を支給します。

■ 支給の制限

次のような場合は支給できません。

- ・NASVA 療護センター等に入院したとき
- ・他法令に基づく施設に入所又は介護料相当の給付を受けたとき 等

■ 受給資格認定の申請

介護料を受けるには、まず、受給資格の認定を受ける必要があります。支給できない条件等も含め、詳細についてはお問合せください。

2. 交通遺児等への貸付

■ 対象

自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までのお子様

■ 貸付期間

中学校卒業の月まで

■ 貸付金額

貸付資格種別	貸 付 額	備 考
最重度	155,000円	
常時要介護	10,000円又は20,000円(選択制)	1月・4月・7月・10月に各3ヶ月分を貸付
随時要介護	44,000円	希望者のみ貸付(小・中学校入学時)

■ 利子

無利子

■ 返還方法

貸付期間終了後6カ月又は1年を経過した後、月賦又は月賦・半年賦により原則20年以内の均等払い

■ 返還猶予制度

中学校卒業後、高校・大学等に進学される場合は、卒業までの返還を猶予します。

■ 貸付の申込み

詳細についてはお問合せください。

3. 療護センター等の設置

- 自動車事故による脳損傷によって、遷延性意識障害となった方に社会復帰の可能性を追求しながら、適切な治療と看護を行う専門の病院を設置しています。なお、入院期間はおおむね3年以内とし、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われます。詳細についてはお問合せください。

☆ 問合せ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 東京主管支所
電話 (3621) 9941 FAX (3621) 9944